

横浜国立大学附属図書館視聴覚資料利用要領

平成 16 年 4 月 1 日
附属図書館長裁定
一部改正平成 23 年 10 月 1 日

(目的)

第 1 この要領は、横浜国立大学附属図書館利用規則第 12 条の規定に基づき、横浜国立大学附属図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する視聴覚資料（マイクロ資料を除く。以下「資料」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要領において、館内利用とは、資料を図書館内の所定の場所で、図書館が設置する機器を用いて利用することをいい、学内利用とは、横浜国立大学（以下「本学」という。）における教育・研究のために必要であると館長が特に認めた場合に、資料を本学の図書館以外の施設において利用することをいう。

(利用者の範囲)

第 3 資料を利用することができる者（以下「利用者」という。）のうち、館内利用ができる利用者は、本学の教職員及び学生（これらに準ずる者を含む。）に限るものとする。

ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 学内利用ができる利用者は、教員及びこれに準ずる者に限るものとする。

(資料の利用)

第 4 資料は、係員の出納により利用するものとする。

2 資料の館内利用の利用時間及び学内利用の出納手続時間は、図書館の開館時間内とする。ただし、特別室に設置してある機器を用いるときの利用時間は、当該特別室の利用可能時間内とする。

3 資料を利用するときは、所定の申込書に必要事項を記入の上、図書利用カードとともに係員まで提出し、当該資料及び必要に応じて当該視聴に必要な機器の付属品を受け取るものとする。

4 1 回に利用できる資料の数は、2 点以内とする。

5 利用を終えた場合は、当該資料及び機器を原状に回復し、資料（第 3 項の当該視聴に必要な機器の付属品を含む。）については、館内利用にあつては当日中、学内利用にあつては 3 日間以内に、必ず返却するものとする。

6 資料は係員に直接返却するものとし、ブックポストに投函してはならない。

(弁償責任)

第 5 利用者は、故意又は過失により資料若しくは機器を汚損し、破損し、又は紛失したときは、直ちに届け出るとともに、その損害を弁償しなければならない。

(遵守事項)

第 6 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 利用中の資料について一切の責任を負い、これを転貸しないこと。
- (2) 資料の複製等著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に抵触する行為を行わないこと。

- (3) 許可なく機器を図書館内に持ち込まないこと。
- (4) 係員の指示に従うこと。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から実施する。